

第3回上郡町産業廃棄物最終処分場建設計画に係る有識者会議要約

開催日時	令和2年11月25日(水)午後1時30分～午後5時5分
開催場所	上郡町役場402会議室
出席者	山村充委員（座長）、藤田和也委員（座長代理）、藤田正憲委員、打浪久淳委員、松井佐久夫委員、西垣誠委員
意見を求めるもの	遠山町長
事務局	樫村副町長、木村課長、土屋係長、記録2名、(随員2名)
傍聴席	町議会議員4名、新聞記者2名、一般傍聴者2名
配付資料	事業計画事前協議書、上郡町議会からの要望書、上郡町議会からの要望書に対する回答(案)、事業計画事前協議書(照会)に係る町への意見について(案)、環境影響評価審査会の開催について(県記者発表資料)
協議事項	(1) 町議会からの要望書への回答について (2) 事業計画事前協議書(照会)に係る町への意見について (3) その他
議事の経過	
発言者	発言の要旨
事務局	1 開会 ・開会あいさつ ・公開制での当会議において、傍聴者に発言権がないこと、記者の撮影タイミングに制限があることについて説明
町長	2 町長あいさつ ・この処分場の事業計画では、埋立地は赤穂市ですが、上郡町は放流先と進入路が関係しており、町民の生活環境への影響に最大限配慮された施設計画であるかどうかを有識者の皆さんの知見を結集して見極め、ご意見をいただきたい。 ・県からは、計画の多くの部分で、今後の紛争予防条例手続きや廃掃法の手続きの中で県が審査することになると回答がありましたが、この会議で出された意見は町の意見として取りまとめ、県にしっかり返していく必要があります。 ・本日はそれぞれの照会事項に対するより具体的な議論に入っていたと考えております。
事務局	3 協議事項 ・当会議の設置の目的は、赤穂市西有年に計画されている処分場計画

座長	<p>に伴う諸法令等の手続きにおいて、町に求められる指導、意見等に対し、専門的見地からの助言等を求めるためのものとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、本日午前中に予定していました現地確認については、すでに現地やインターネットのマップで流域状況を確認済みであるなど、参加を希望しない方が大半でしたので現地確認は未実施となりました。</li> <li>・前回までの議論において、1つ目の「申請者の適格」や「事業実施の確実性に対する不安」について、また、「環境影響評価の対象として十分なアセスメントが必要では」という指摘については、県の条例や法に基づいて行う部分であるものの、県に対して付記すべきという意見が出されました。</li> <li>・2つ目の環境影響評価については現在、廃棄物処分場の対象面積の基準見直しは県の環境影響審査会に諮問されているところですが、県からは「生活環境保全上の措置について」に「環境アセスメントの必要性など、有識者会議としての意見は出していただいたらよい」という返答ももらっていますので会議の意見として提出したらいいと思います。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C委員より第2回の会議での質問が不十分であったため再度の質問の要請がありました。あらかじめA委員に伝えているので質問、回答をお願いしたい。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県の管理型最終処分場で、排水に塩分が含まれていたため、稲の生育に影響が出る等の被害が生じた。塩害事故後に脱塩処理施設を設置した。しかし、コスト増のため、稲に影響を与える4月から8月までの期間のみ脱塩処理装置を稼働させた。千葉県環境整備センターでは、処分場の拡張計画の段階で、脱塩処理装置を設置する勧告を行った。</li> <li>・明石市の例（神戸市の最終処分場からの排水において、塩素殺菌することによって臭素酸が増えたという2012年神戸新聞の記事より）</li> </ul>
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰が少ない処分場であれば、塩分に関してはあまり大きな心配は要らないと思いますが、高塩分濃度の排水が出るようであれば、脱塩処理をお願いしたい、と上郡町からこの施設に対して依頼すればいいと思います。</li> <li>・浄水過程でオゾン処理をすると臭素系の不純物が発生する可能性がある。もし、原水に臭素酸が含まれていたとしたら、排水検査に項目</li> </ul>

座長	<p>がなければ臭素酸の測定を依頼する、千種川は飲料水に使っているので何とかしてください、と上郡町からこの施設に対して依頼すればいいと思います。</p> <p>(1) 町議会からの要望書への回答について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、町議会からの要望書への回答について、科学的な知見での意見となると思います。また、県への意見については、県や事業者へ求める事項や問題点を記載していくことになると考えています。</li> <li>・町議会からの要望に関しては、前回約束したとおり素案を私の方で作らせていただいて事務局へ渡したものを本日用意しております。</li> <li>・回答の中にも含めていますが、事業者が単に法律のしくみのみを担保すればよいというわけではなく、もっと高度なものを町と事業者が結ぶ協定によって確保していくというのが紛争予防条例の目的の1つです。それによって住民が安心安全な生活を確保できます。法律以外で懸念があるような項目、例えば測定項目があれば、事業者に対して要望し、データを公開していただくことが必要になると考えます。</li> <li>・それでは、事務局の方で読んでいただけますでしょうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望1「人の造ったものは必ず劣化します。遮水シートも経年劣化し、100年単位で破れます。また、地震による地殻変動や不等沈下により破損し、有害物質が地下水脈に流出する可能性があります。」に対して、座長からは7つの回答案を挙げられています。</li> </ul> <p>「1：管理型最終処分場に埋め立てられた廃棄物は分解するなどして、やがて安定化する。</p> <p>2：埋立終了後（閉鎖期間中）に安定化に要する期間は20年から30年程度 →最終処分場からの浸出水の処理を長年にわたり行う。（埋立期間が20年間であれば、遮水シートには50年間以上の耐用年数が求められる。</p> <p>3：遮水シートは、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場の構造基準において2重にするよう定められている。</p> <p>4：最終処分場からの浸出水は処理施設にて浄化されたのち、放流される。</p> <p>5：遮水シートが破損した場合は、地下水等検査において地下水の水質の変化が検知され、対策が取られる。（構造上は安全な施設の実設は可能）</p>

	<p>6：施設を適正に運用することが条件になり、地元住民を含めた組織における定期的な監視が必要。</p> <p>7：周辺地域の地質や活断層の有無については、最終処分場の許可にあたり県で審査されることになると思う。」</p>
座長	<p>・私の知識の中で挙げておりますが、この内容はおかしいとか、具体的にご指摘いただければと思います。</p>
C 委員	<p>・断層に関してですが、今回の計画地 500m 横に船坂峠断層があり、すぐ横には、破線の断層（断層らしきもの）があります。活断層のみ地震が起きるものでなく、表面から見えていない断層でも地震は起きています。</p> <p>・廃棄物最終処分場新技術ハンドブックによると、埋める量が浅いときの転圧時に速く回転した場合とか遮水シートに関しては、人為的なミスで破損すると書かれています。</p> <p>・不等沈下に関しては、削ったところは必ず隆起する、埋めたところは必ず沈下する。今回の山の削り方を見ると、急傾斜の土地を削っているように見え、その影響として遮水シートの上がり下がりが生じて破れることが考えられます。</p>
D 委員	<p>・雑な施工でしたら盛土の部分は沈下しやすくなります。切土部分は上がるというのは、地球が造山構造であるからです。</p> <p>・きちんとドレンして、その目が詰まらないような状態で確認して、水位が上がってこなければ、そんなに変形は起きません。40 年前の施工では、雑な工事をしていれば沈下するケースがあった。こういうシートを敷設する場合の沈下量は 20cm までは許容になっているはずです。</p> <p>・設計段階では、どのように締め固めているかをチェックします。その上に盛土を持ってきて、荷重に対する沈下レベルを計算します。過去の経験からは、一番下にあるシートを始めとして、実施したことに対して 1 つ 1 つチェックを受けていきます。</p> <p>・県の上位の廃棄物関連の委員会があって、雨が降った時に後ろの斜面が崩壊しないかどうかを、設計図書を見てチェックを受けていきます。それ以上のことは困難であると思います。</p> <p>・C 委員が心配されるように、誰がきっちりと確認するかが課題です。</p>
B 委員	<p>・施工監理に関して、基本的に検査は高い頻度で行うような体系にな</p>

座長	<p>っていません。許認可の工事における検査については、出来上がってから行く方が多いと思います。20～30年も工事がかかる場合等、町独自でお願いをすとか、県に検査の一部をお願いし、その際は町も同行すとか計画的に考えておく必要があります。法律では、施工監理についても公的に実施するようにはなっていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答案6については、自治会が主体になるのは難しいのではないのでしょうか。最低でも、町が入っておく必要があると思います。</li> <li>・ ご指摘のとおり、町も加えた書き方で調整させていただきます。</li> <li>・ 本件の複雑なところは、敷地は赤穂市であり、一方で排水や交通は上郡町を経由するという点です。赤穂市は水道水源保護条例を作って積極的に関わっていくようですが、上郡町は協定のような形で関わっていくのが基本かなと感じています。ただ、条例という可能性も排除すべきではないかも知れません。</li> </ul>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 与井の水源地について、何らかのモニタリングする方法で、データの公開は町民のために必要かと思われます。</li> </ul>
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望1の「100年単位で破れます。」ですが、近年は技術レベルも上がってきているので、書面上の内容を信用します。</li> <li>・ 水処理部分は、基準を遵守する、モニタリングをしっかりとってもらう、何か生じた時には、その時に対応してくださいでよいと思います。</li> </ul>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回、漏水検知システムは設置されていますか。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いいえ、事業計画書では含まれていません。</li> <li>・ 回答案2については、書き方を工夫します。回答案6については、町も含めた監視体制という記載に修正します。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答案5について、「対策が取られる。」としていますが、具体的な内容にしないのですか。検知システムが無いと原因や場所が特定しにくいのではないのですか。水の流れがよくわかっていれば矢板を打つとかできるかもしれない。後で出てくるシートは自分で補修できるようにはなっていない。穴が開けば開いたままです。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 場所を特定するためには、漏水検知システムが効果的で、コストも高</li> </ul>

事務局	<p>く無いはずですので、回答案5を「検知システムの設置を要望する。」として修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に、要望2について事務局よろしく申し上げます。</li> <li>・要望2「近年の局所的集中豪雨は想像を絶する被害をもたらします。これにあい溢水し、有害物質が拡散する可能性を否定できません。」に対して、座長からは3つの回答案を挙げられています。</li> </ul> <p>「1：最終処分場は、処分場の周囲に雨水排水路を設けることにより処分場内への雨水の流入を防いでいるが、処分場内に降った雨は処分場内に滞留することになる。滞留した雨水は浸出水となり貯留槽、浸出水処理施設を経て、日数を掛けて放流されることになる。</p> <p>2：処分場への雨水の侵入を防ぐことが重要 →事業者の計画段階において構造を確認することが重要</p> <p>3：最終処分場の上流にあたる森林の伐採による影響についても、確認することが必要。」</p>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答案3について、森林を伐採すると、浸透能力が減るため、流出量が増え、調整池が必要になり、それが許可条件になります。設計上の基本的な考え方ですが、この場合、全部上郡側に流れる、流域を変えて工事することは基本的には有りません。周辺に水路を造る目的は降雨を速やかに排水し、法面に流れるのを少なくするためのものであり。流域には雨水が流れ込んでくる設計となります。</li> <li>・設計の基準に従って設計されれば問題ないと思います。近年の局所的集中豪雨が降れば、ほかの地域でも災害が生じます。申請許可どおりの施工がなされていれば、ここだけが大きな災害になることはないと考えます。</li> </ul>
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に説明していただきました。隣の山からは雨水は来ない。浸出水は、ごみの層を経て流れてくるので処理が必要になるということです。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上からの雨については調整池で基準を超える流量を調整して流す形にすることでよいかということですね。また、雨量として最大値を見込んでいるので大丈夫と思います。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千種川で1日578mm降るケースの数値がありました。1000年に一度の大雨と知事が言っていると思います。県などが出している値なの</li> </ul>

	<p>でこれらも考慮すべきでないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議書の添付資料 11-3 遮水シートをつないだ時の接合力に関する試験内容で、手動の場合は 13 ページにありこれはつなぎめに石鹼水を塗っておきその上にボックスをかぶせ 6.7kPa (水柱にして 67cm) まで真空ポンプで引き 10 秒観察し気泡が出なければ合格です。67cm までたまるのは検査で合格ですが、それ以上高い圧力では検査されていないこととなります。今回の場合、底面のシートの高さの差は 208m から 218m まで 10m あります。一番低いところで水位が 67cm を超えないとは思えません。ハンドブックにも水を貯めたら漏れるから貯めないようにしなければならないと書いてあります。0.5 気圧 30 秒間の圧力で 20% までの低下を OK とするのは甘すぎると思います。</li> <li>・ある国 (アメリカ) では水は 30cm 以上貯めてはいけなるとされていると聞いている。これは貯めると漏れるから。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の議論は、この委員会で扱える内容ではなく、国の基準に係るものです。少なくとも、この検査を行えば、地下水汚染が起こるような漏水になるとは考えていません。浸出水は溜めない仕組みになっている。</li> <li>・要望 2 の 3 つの回答案は、このままとします。</li> <li>・次に、要望 3 について事務局よろしくお願いします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望 3 「処理物が堆積した後で、その下に施設してある集水管や検知システムに異常や故障が生じた場合、掘り起こして修理再生が可能かどうか疑わしい。」に対して、座長からは 4 つの回答案を挙げられています。</li> </ul> <p>「1: 埋立開始後に測定した地下水の電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録することが定められている。(「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」1 条 2 項 10 号)</p> <p>2: 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査及びその他の生活環境の保全上必要な措置を講ずることとされている。(同項 11 号)</p> <p>地下水等の水質の悪化が認められたことを都道府県知事等に連絡することを求めている。(「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について(通知)」)</p>

	<p>3: 集水管や遮水工に破損があれば地下水等検査で検出できるものと考えられ、その原因箇所の修復をしなければ生活環境の保全上必要な措置を講じたことにならず、施設への改善命令（廃棄物処理法 15 条の 2 の 7）や許可の取消（廃棄物処理法 15 条の 3）の対象となる。</p> <p>4: 今回申請の事業計画においては漏水検知システムの設置は計画されていない。</p> <p>→「廃棄物最終処分場性能指針」では、遮水工の異常を検知する方法として漏水検知システムを認めており、その有用な手段と考えられる。したがって、今回の申請計画においても漏水検知システムの設置を求めるとともに、施工時及び竣工後のモニタリング（監視）体制について周辺住民がいつでも確認できるような仕組みづくりが必要である。」</p>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何 10 億円も掛けても、実際に掘り起こして検査と修復をしてください、と書いたらどうでしょう。穴の検知と修復が一体になった遮水シートや外から穴をつめる方法とか、水の流れをつかんで縦の遮水工をとかいろいろ売られたりしているようですが実際によく使われていて便利なものは現状ではないのではないか。うまい解決法はないのではないかと思いますのでどうでしょうか。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的には、施工が不十分で、比較的初期段階で、遮水シートの破れや漏水化物の検出が見られると理解しているので、漏水検知システムがあれば比較的容易に対応できるのかなと思っています。</li> </ul>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水圧を測ったりする方法もある。検知システムの耐用年数は 30 年持つのが現状です。</li> <li>・下流でドレン管から汚染水が漏れる場合もあるので、1 つでなく複数の検知システムを設置するのも 1 つの方法である。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工時の 1 つの案として、コストは掛かりますが、300mm ぐらいのドレン管を入れるのを、少なくとも人が入れるぐらいの暗渠にして検知システムチェックできるようにする方法もあるのではないのでしょうか。それほど変わった方法ではないと思います。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シートの下の谷位置にドレン管を埋めて集水するとして、必ず</li> </ul>



B 委員	<p>集水管に流れるのでしょうか。漏れるところによっては別の所に行く場合もあるのではないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流れやすい谷筋にドレン管を入れるので他の所に行くことはほとんどないと思います。本当の谷ではなく浮いたところにドレン管が入るとその下を流れるので漏れは別の所に行くことになります。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、検査する仕組みについても提案したいと思います。</li> <li>・次に、要望4について事務局よろしくお願いします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望4「受け入れ、埋め立て段階でのチェックが可能か、ダイオキシンや放射能汚染物質が持ち込まれない保証がありません。」に対して、座長からは4つの回答案を挙げられています。</li> </ul> <p>「1: 廃棄物処理法では、「金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準」でダイオキシンについて3ng-TEQ/g以下（含有量試験による。また、TEQとは最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDに換算した量であることを示す。）のものしか管理型最終処分場に埋立処分できないと定められている。</p> <p>2: 放射性物質汚染対処特措法では、東日本大震災で発生した放射性セシウム濃度8,000Bq/kg以下の廃棄物（焼却灰、汚泥等）については通常の廃棄物と同様に埋め立ててよいとされている。</p> <p>3: 都道府県・政令市廃棄物行政主管部局長宛での通知により、放射性セシウム濃度8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等については、特別の処分方法を取れば管理型最終処分場に埋立可能としている。</p> <p>4: 周辺住民の産業廃棄物最終処分場の施設運営に対する不安を解消するためには、事業者が施設運営・管理に関する情報の公開を求めていくことも重要。」</p>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答案4は、展開検査をして業者が変なものを入れていないかと確認する手立てですね。</li> <li>・町議会からの要望は、チェックできるかどうかということで、安定型でも管理型でも職員が監視しているわけではなく、業者との信頼関係のみで成り立っていて、管理型の場合、業者の持ち込んでくるものをきちんとチェックできないと、後で自分たちの首を絞める結果となります。</li> <li>・今回の管理型処分場においては、展開検査をした時のチェックをど</li> </ul>

座長	<p>のようにするかが難しい。信用できない業者の搬入物を持ち帰らせるようにできるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者にチェックしてもらった仕組みがあればよいと考えます。</li> <li>・回答案4の意図は、少なくともどういう系統のものが入っているかを住民が知ることは安心につながるかなと思いますので、相手と協議の上でそういうことを求めていくことは必要と考えます。</li> </ul>
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展開検査というところは、見た目だけというのは難しいですが、ある管理型処分場を見学しましたが、分析センターを備えていて、信用できる業者ではなく新しい業者からの搬入物に対して、低濃度 PCB など厳密にチェックするようになっていました。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島放射能汚染物についても県外に出さないといけなくなり、噂でいずれこちらに持ってくるのではないかとされています。実際に持ってくることになれば、科学的な問題以上の社会的な問題となってしまう。現実味を帯びているので、チェックが確保できるような体制にしてくださいという書き方はできないですか。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に町に報告する仕組みを講じることによって一番負担が掛からないと思います。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答案4の書き方を変更して、基本的には、基準が定められており、事業者による確認、検査体制の整備を行った上で、さらに情報の開示をされていくことが重要、という書き方にします。</li> <li>・また、定常的な業者からの搬入物でなく、新しい業者からの搬入物については業者にチェックしてもらって情報も公開してもらった仕組みが重要であり、定期的に報告させる旨の内容、チェック、体制確保について盛り込むことにします。</li> <li>・次に、要望5について事務局よろしくお願いします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望5「現在の科学で汚水（不特定多量の有害物質を含む）を、豊洲の現状をみても明らかなように、完全に無害化できる保証はありません。」に対して、座長からは4つの回答案を挙げられています。</li> <li>「1：有害物質は、最終処分場で無害化できないので、管理型最終処分場には「金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準」を</li> </ul>

	<p>満たす廃棄物しか埋め立てることは認められていない。</p> <p>2：埋め立てられた廃棄物の中に含まれる有害物質が放流されることがないように、浸出水処理施設で基準値以下まで浄化して放流する構造になっているため、浸出水処理施設の適切な維持管理が重要。</p> <p>3：法に基づき最終処分場の廃止まで、確実に施設を維持管理していくことが事業者に求められている。</p> <p>4：豊洲の土壤汚染は都市ガス工場が原因といわれており、原因の背景は違う。」</p>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答案 4 が必要かどうかは疑わしいです。他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。（特に意見無し）</li> <li>・ 次に、要望 6 について事務局よろしく申し上げます。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望 6 「埋め立てた後、毛管現象で有害物質が地表へあがってきたり、揮発したり、また、沈下していく物質もあり環境が汚染されることが危惧されます。」に対して、座長からは 5 つの回答案を挙げられています。</li> </ul> <p>「1：廃棄物に含まれる有機物が嫌氣的に分解されてメタンガスが発生することは考えられますので、排気システムは管理型最終処分場には必要。</p> <p>2：埋め立てされる廃棄物に腐敗性のものが含まれていたりすると悪臭が発生する可能性は否定できないので、覆土を適切に行うことにより防止も可能。</p> <p>3：保管や輸送の段階でも悪臭を発生して周辺住民に影響を及ぼすので、適切に中間処理したもののみを最終処分場に搬入するよう事業者を求める。</p> <p>4：処分場の表面から環境に放出されることにより環境に影響を及ぼす具体的な事例は知見がありませんが、その様な可能性がゼロとは断言できないが極めて低いと考える。</p> <p>5：最終処分場の内外における環境監視システムの導入など、施設の維持管理に関する具体的な計画を事業者に提出させ、精査する必要がある。」</p>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本一規さんの講演からのものですが、1971 年の六価クロム事件で、企業が地中に埋めた六価クロムが後ほど地表に上がってきた。閉鎖</li> </ul>

D 委員	<p>した後、処分場で木を植えれば実に有害物質が移っていくというように、有害物質が外に出ていくという問題です。汚染物質、有害物質が移動するということを考慮しなければいけないと主張されています。埋めた後、気体になって飛んでがんが発生するということが実際におきています。アメリカのラブ・キャナル事件は25年も経ってからがんが出てきた。六価クロムの場合も植物が生えなかったと報告されていました。</p> <p>・重金属の話がされていますが、今回は管理型処分場であって、遮断型処分場ではない。管理型の搬入物には六価クロムは入ってこない。そもそも安定型、管理型、遮断型の各処分場に分別されて扱われており、各々にルールがある。管理型処分場ですので、今の話は起きないと考えます。それは遮断型処分場での話と思えます。</p>
座長	<p>・六価クロム事件については、鉍滓を除草剤のように撒いた結果、雨水の溜水として相当量出てきたということがありました。草も生えなくなりました。</p> <p>・埋立処分場では一部が溶けて浸出水に流れていく、浸出水の処理施設において処理されると理解しています。</p> <p>・管理型処分場では一定の基準以下の搬入物しか持ち込まれて来ないので、大きな問題になる汚染は起こるとは考えられないという書き方に変更します。</p> <p>・次に、要望7について事務局よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>・要望7「現法律下の溶出検査方法も甘く、排出水の基準も総量規制ではなく、環境を汚染する可能性があります。」に対して、座長からは4つの回答を挙げられています。</p> <p>「1：科学は万能ではなく埋立処分する廃棄物についての溶出試験方法については、学者の中にも議論があるのも事実。</p> <p>2：国の基準は一定の科学的根拠をもって定められているものであり、それにより日本の廃棄物最終処分場の環境上の安全が確保されてきたのも事実。</p> <p>3：分析技術の進歩は日進月歩であり、極微量な濃度まで測定することが可能。</p> <p>→懸念されている物質があれば、国が定めている排水基準や溶出基準より厳しい基準を事業者に要求することも可能と考える。</p>

C 委員	<p>4：事業者の建設計画及び維持管理計画を精査し、疑問があれば、その解消に向けて提案し、事業者に対応を要求すること。」</p> <p>・遮断型処分場では危険物質を扱っているのですが、管理型か遮断型かの判定には溶出検査が使われます。溶出検査が甘ければ危ないものが管理型に埋められてしまう。日本の検査は pH5.8～6.3、最初にこの溶液をつくりそこに入れて、6時間振る。例えば汚泥だとアルカリの方に行ってしまう。アメリカは pH 4.8～5.2 で、pH が動かないようにして酸性のまま 24 時間振る検査であり、一般的に重金属の場合は酸性の方が溶けやすいと聞いており、日本の検査は甘いということになる。委員会の中でも甘いという意見はもとからでていたがそのまま変わっていない、ということです。日本の雨の pH は神戸で 4.4 から 4.8 で、5.8 から 6.3 と比べ 1.5 違うので、降った雨がずっと同じ酸性度のままかはわかりませんが、酸性度にして 1/30 くらいアルカリの所で検査していることになります。</p> <p>・検査基準が甘くなると、本来遮断型処分場で取り扱う廃棄物が、管理型処分場に回ってくるのではないのでしょうか。従って、6番で管理型だから危ないものはありませんとばかりは言えない側面もあるということだと思います。</p>
座長	<p>・溶出検査基準については、いろいろ議論があるが、この方法がオーソライズされていて、あなたが安全性が担保できていないわけでない。年数を積み重ねた結果として、大きな問題は出ていないと思います。</p>
A 委員	<p>・いろんな検査基準に対してコメントしたとしても、この有識者会議では何も出てこないのではないのでしょうか。国が決められている基準に対する発言は、環境省に対して要望するしかない。</p>
座長	<p>・それでは、要望 7 に関する回答はこのままとします。</p> <p>・次に、県からの照会内容に対する検討に移りましょう。</p>
事務局	<p>(2) 事業計画事前協議書(照会)に係る町への意見について</p> <p>・項目 1「周知範囲・周知方法について」に対して、座長からは 4 つの回答案を挙げられています。周知範囲について 2 件と、周知方法について 2 件です。</p> <p>「1：【周知範囲】施設の建設・運営に伴い、不利益を被る可能性のある</p>

	<p>住民に対して必要であると考える。  →最終処分場からの放流水による影響が考えられるため、処分場  の下流域に位置する千種川の支流周辺地域が該当</p> <p>2：【周知範囲】収集車の運行に伴い、騒音・振動・排気ガス等の影響  を受けるため、収集運搬経路として利用される主要道路の周辺地  域が該当すると考える。</p> <p>6：【周知方法】町のホームページ、広報及び当該自治会への周知文  書の送付等により、確実に住民に伝わる方法が必要。</p> <p>7：【周知方法】縦覧場所については、町役場はじめ、町内の関係施  設にて幅広く周知することが必要。」</p>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目1について、何かありますでしょうか。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林解除、林地開発についての解除申請ないし許可申請が出てく  る仕組みになっていますが、その時も町長さんに意見が求められる。保  安林解除については、利害関係を有する者の同意を得ていること、林地  開発については、1つは土砂の流出や崩壊の発生のある恐れがある、水の確  保に著しい支障を及ぼす恐れがある、環境を著しく悪化させる恐れが  ある、これらいずれにも該当しない場合は許可をしなければならない。  この申請書について、これらに該当しないと判断できれば、許可する仕  組みです。</li> <li>・周知の範囲は、直接の利害関係を有する者の同意となっていますが、  この範囲を超えての内容については、産廃の関係で別途要望すること  になります。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に対象は交通と水の関係と考えますが、今回の事業の中で直  接影響してくる地域はあるのでしょうか。</li> </ul>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この申請書に書いてある地域エリアしかないかなという感じはしま  すけど。どこまで近接する地区を含めるかですが、それは町の判断で  す。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知範囲で、水道用水で影響を受ける地域ですが、与井の水源地が入  るとすると、千種川の東側で、赤松の北の方は入らない。水道水を考え  ると、梨ヶ原だけではなくて、千種川の東側が領域に入る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤松の北の方については、このような考え方はどうでしょうか。万が一、与井の水源地が使えなくなった場合に、バックアップ用として考えられる大枝の水源地が上郡の人口の4割に対して使用されてしまうと、赤松や船坂、山野里に影響が生じることが十分考えられる。直接的な影響ではなく、2次的な影響で被害を被ることが考えられます。</li> <li>・農業用水を考えると、船坂や山野里が対象になります。漁業でいうと鮎やうなぎに関する影響については、例えば、千種川の下流に汚染が生じると、川を遡上する鮎やうなぎが要因となり、赤松など上流地域にも影響が及びます。</li> <li>・事前申請書には大気汚染に関して言及されていませんが、「たまあじさいの会」のホームページに記載されている一般廃棄物最終処分場の近隣地域で、灰の飛散に起因してがんが多発したという事例があり、がんになれば生活面で個人に代わって町が負担しているようです。今回焼却施設ではないですが、ある程度考慮する必要があると考えます。</li> <li>・また、地図をみてわかりますように上郡側だと、計画地から3kmのところに落地がありますが、同じ3kmのところに備前市の人口密集地があります。県は赤穂市と上郡町にしか周知しておらず、その他影響を受けそうな、岡山県備前市三石などの周辺地域に対しては説明されていない。計画地に接した岡山県側も周知範囲に入れるべきと町から県に対して言っていくのも上郡町の役割ではないかと思えます。</li> <li>・安室川に問題が生じた場合に、千種川右岸に川向水源があり、ここから送っている光都地区にも影響の出る可能性があると考えます。可能性は低いのかも知れませんがゼロでなければ、知らなかったということにならないために、言っておくべきと思えます。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千種川が汚染される可能性があるということですが、今回のデータを見る限りでは水質面では直接の影響はほぼないと理解します。安室川については水関係のデータがないので何も言えないと思えます。</li> </ul>
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質的には、座長と同意見です。たぶん、支流だけでよいですし、水源については伏流水が地下水のはずですから、ほとんど影響ないと考えます。</li> <li>・大気汚染については、埋め立てへの搬入物の中に燃え殻がありますので、煤塵的な影響が全くないとは言えませんが、キロメートル単位で飛んでいく煙と、メートル単位でしか飛ばない煤塵を混同する必要はなく、万が一処分する処理方法に不備があったとしても、敷地外にまで</li> </ul>

座長代理	<p>影響を及ぼすことはないと考えます。どうしても気になるのであれば、処分場のエリアの境界地点で環境測定を行うようにしてもらえようように要望としてまとめればよい。周辺住民への配慮として、上郡町としては進入路部分に関して町が判断することになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の許可処分の無効確認訴訟や取消訴訟で、最高裁まで争った事例があります。最終処分場の種類や規模、居住地機域と最終処分場位置との距離関係、環境影響調査報告書における調査対象の区域等を統合して行政事件訴訟法の法律上の利益を判断しています。</li> <li>・具体的事例として、最終処分場から約 1.8 km の範囲内に居住している住民には、大気汚染があるとして訴えの利益を認めたが、20 km 離れた住民に対しては訴えを却下しており、参考とはなりません。</li> <li>・しかし、今回の周知範囲は、どこまでの住民に具体的侵害があるかどうかを我々が判断するのではなく、どの程度範囲を広げるのが妥当であるかが論点であると考えて、訴えの利益の可能性のある範囲までは周知しておくことが丁寧であると思います。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水に関して、与井の水源地に安室川の水が入っていくかどうかについてですが、今映していただいているこの地層図で緑の部分はボーリング調査でわかっているように全部礫です。堤防はあるものの、今の段階で水が入らないとは言い切れないと私の知っている水の専門家は言っていました。</li> </ul>
座長	<p>ゼロとは思いませんが、水は高い方から低い方へ流れていき、深い井戸ではなく 10m 以下の浅い井戸と聞いていますし、千種川の堰がありますので、与井の水源地には千種川の水が優勢的に流れ込むであろうというのが、私の意見です。</p>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データが余りないのですが、与井の水源地について、水位の高い千種川の方から流れ込む、また合流点が与井の水源地がだいぶ下の方に来ているから安室川の水がそこへ引っ張り込まれると考えるのは難しい。被圧水であれば考えられるかもしれませんが、浅いところの被圧水とすれば考えにくい。</li> <li>・今日この後、全て議論は終わらないと感じますが、いかがでしょうか。</li> </ul>



A 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の進め方について、提案させていただきます。</li> <li>・項目1「周知範囲・周知方法」については、先ほどの座長代理の案でまとめていただけたらよい。</li> <li>・項目2「生活環境保全上の措置」については、前半の町議会関係での内容で網羅され、意見は出尽くしていると感じます。</li> <li>・項目3「地域計画上の事項」については、町の問題であり、ここで議論するというよりは、町側でまとめていただくのがよいと考えます。全体的には、C委員の話も踏まえて、町に決めていただくのがよいです。</li> <li>・法的な問題である項目4「関係法令手続き」については、座長と座長代理そして町で判断してまとめられる内容と思います。</li> <li>・以前にも発言しましたが、専門家の発言は環境への影響等の技術論が中心であり、それを受けて町から県に回答していただくのがよいと思います。それから先は座長、座長代理にお任せしたい。</li> </ul>
座長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A委員のご意見はごもっともです。ただし、技術面だけで了とすると、極端な性善説となってしまいます。全ての紛争は人為的なミスが原因であります。技術面の担保能力は、結局は人であり企業であります。本件において、法律面から、私は危惧していますよと申しておきます。</li> <li>・廃掃法の許可基準の中に、まず、技術的適合と記載されており、委員の皆様が議論されているとおりで。次に、申請者能力と環境への配慮という要件を合わせて、3つの要件が法律上の要件として記載されています。その観点から申し上げました。</li> <li>・座長と協議して、付記として書かせていただくことにします。</li> </ul>
座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目1の周知については、事務的な要素もありますので、座長代理、町と考えさせていただくことにします。</li> <li>・項目2については、町議会の要望のところでも書き込んでいますので、追加すべき内容を含めてまとめます。</li> <li>・項目3については、町と相談してまとめたいと思います。</li> <li>・項目4の関係法令については、申請者適格は重要と思いますので、ぜひ指摘させていただくことにします。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言いつばなしではなくもう少し議論が必要であり、十分とは思えません。聞いている人もそういう議論があって次の結論へということに納得しやすいのではと思います。</li> </ul>

座長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この会議には、地下水データ等の環境アセスメント関連のデータが入っていないので、具体的な議論ができない部分もあります。推測になってしまっている部分があります。アセスメントをしっかりと書き込んでおりますので、今後別で議論があると思います。いかがでしょうか。</li> <li>(特に意見無し)</li> <li>・では、県に対する回答については、座長代理、町と一緒に文案を作って、皆様にお送りした上で、再度皆様の意見を求めるようにします。</li> </ul>
事務局	<p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の環境影響評価審議会についての情報提供ですが、11月30日に県で審議会が開催されることが決まりました。環境影響評価の対象事業(最終処分場)の規模見直しについて図られるようです。</li> <li>・座長、座長代理とで本日の協議内容をまとめる作業に時間を要し、年内に議事録を各委員に確認いただいて年明けに意見をまとめて各委員に確認していただきます。</li> </ul>
副町長	<p>4 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日はお疲れさまでした。会議を閉会させていただきます。</li> </ul>

以上